

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

## 神奈川県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 貸付の手引き

○返還免除（または返還完了）まで大切に保管してください。

○返還免除等に関する手続きについては、貸付金の送金のお知らせに同封する『借入金を受け取ってから返還免除の決定を受けるまでの手引き』をご覧ください。

### ■はじめに

この手引きには、高等職業訓練促進資金の貸付を受ける際の申請や貸付の手続き、注意事項等が記載されています。大切に保管してください。

### 各種書類の提出・相談・問い合わせ先

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 福祉サービス推進部

〒221 - 0825 横浜市神奈川区反町3 - 17 - 2 神奈川県社会福祉センター7階

☎ 045 - 311 - 8753 (8 : 30~17 : 15)

『実施要綱』、『神奈川県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付の手引き』、『各種様式』は、県社協のホームページ（次のURL）からダウンロードできます。

[http://www.knsyk.jp/s/soudan/hitorioyakatei\\_kunnrenn\\_sikinn\\_kashituke.html](http://www.knsyk.jp/s/soudan/hitorioyakatei_kunnrenn_sikinn_kashituke.html)

## 高等職業訓練促進資金貸付事業とは

高等職業訓練促進資金貸付事業とは高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指す神奈川県内のひとり親家庭の親に対し、自立を促進するための資金を貸し付ける事業です。「貸付」である為、利用により債務が発生します。（債務：金銭を借りた者が貸した者に対して、その返還をしなければならない義務）

しかし、この事業には返還を免除出来る条件が設けられており、その条件を満たすことで返還が免除になる可能性があります。

まずは確認しましょう！

～ 対象者に該当しているか ～

本事業の対象になるのは以下の条件、全てに当てはまる方です。

1. 神奈川県内に住所を登録している方（横浜市、川崎市、相模原市を除く）
2. 平成28年1月20日以降に高等職業訓練促進給付金を受け、養成機関を修了した方又は平成28年4月以降に養成機関で修業を開始し、高等職業訓練促進給付金を受給する方
3. 養成機関の課程を修了の上、資格を取得し、かつ取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事する意思のある方
4. 他の都道府県及び市で本資金の貸付を受けていない方。
5. 本事業の入学準備金（P.3参照）に限り、以下を受給していない方。
  - (1) 専門実践教育訓練給付金
  - (2) 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭を支援する制度は多岐にわたり、その中には本事業と併用できない制度もあります。上記5に挙げられている制度の他、保育士修学資金や介護福祉士等修学資金、地方自治体が独自に実施している看護師及び准看護師に係る修学資金等もありますので、よく調べてから選択しましょう。

### 高等職業訓練促進給付金と高等職業訓練促進資金について

「給付金」と「資金」は名前が似ていますが、その内容や申請窓口等は異なります。いずれか一方の申請・決定により、両者を利用できるということではなく、両者を利用したい場合は、それぞれ申請を行う必要があります。

ここでは「資金」の貸付に関する手続きを説明しますが、「給付金」の受給希望や問い合わせのある場合は、お住まいの市役所または保健福祉事務所の担当課に連絡をお願いします。

～ 現時点で、どちらの資金の利用が出来るのか ～

本事業は2つの資金に分かれ、それぞれ該当する方が違います。

○入学準備金

高等職業訓練促進給付金を受け、養成機関に通うことが決まっている方が該当します。  
貸付上限額は50万円です。

(使途例) 養成機関の入学金、教材費等、学用品、交通費等

○就職準備金

高等職業訓練促進給付金を受け、養成機関の課程を修了、資格を取得した後、その資格をもって、就職することが決まっている方が該当します。

貸付上限額は20万円です。

(使途例) 制服代、スーツ代、通勤に用いる自転車代等

### 入学準備金と就職準備金の併用について

「入学準備金」を借り入れた方は、その後、「就職準備金」の対象要件を満たすことが出来れば「就職準備金」の借り入れ申請も可能となります。(※両者を同時に借り入れ出来るということではありません)

また、養成機関を途中で辞めて就職をする、あるいは養成機関は修了したが資格取得をせずに就職する等の場合は「就職準備金」の対象者に該当しない為、申請は出来ませんので、ご注意ください。

## ～ 連帯保証人について ～

本事業は原則として連帯保証人が必要ですが、連帯保証人を立てない場合でも貸付を受けることができます。ただし連帯保証人を立てない場合は貸付利子がかかります。（詳細は下記の「利子について」参照）

連帯保証人となるには要件があり、以下の要件全てに当てはまる方のみ連帯保証人になることができます。

### ○連帯保証人の要件について

- ①60歳以下で、借入申込者と別生計、別世帯の方
- ②借受人よりも収入が高く、借受人に代わって返済する能力のある方
- ③原則として県内に居住する方
- ④神奈川県社会福祉協議会が債権者である貸付制度の債務者になっていない方、または同制度の償還期間中ではない方



要件に当てはまらない方を連帯保証人に立てられた場合は、連帯保証人なしの貸付決定として取り扱う場合があります。無利子の貸付としたい場合は、要件についてよく読み、連帯保証人を立てる必要があります。

## ～ 利子について ～

本事業では、利子のかかる場合があります。

### ○貸付利子

- ・連帯保証人を立てる場合、貸付利子は無利子となります。
- ・連帯保証人を立てない場合、返還猶予期間中は無利子となりますが、猶予期間終了後は年1%の利子を未返済金額に上乗せして、納入していただきます。

### ○延滞利子

返還が開始され、定められた期日までに納入されない場合は、返還すべき額につき年3%の延滞利子を上乗せして納入していただきます。

## ～ 申請期限について ～

○入学準備金：入学した月の翌々月の月末まで（例）4月入学の場合：6月30日必着

○就職準備金：就職した月の翌々月の月末まで（例）4月就職の場合：6月30日必着



申請期限は厳守です。申請期限を過ぎた書類は受け付けません。

### 書類の修正について

申請書等を記入している際の書き損じがある場合は、訂正箇所<sup>①</sup>に二重線を引き、訂正印を押してください。訂正箇所の近くの余白に正しい内容を記入してください。

(訂正例)

二重線で消す

~~西区~~ 4-2346



訂正印(実印)を押す

~~西区~~ 4-2346

印



余白に正しい内容を記入

~~西区~~ 4-2346

神奈川区

### ～ 返還免除の要件 ～

本事業は貸付事業の為、利用すれば債務が発生します。しかし、以下の条件を満たすことで、貸付金額全額の返還が免除になります。

養成機関の課程を修了後1年以内に就職し、かつ取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事する。

なお、免除には別途、申請が必要となります。詳しくは「送金のお知らせ」に同封される「借入金を受け取ってから返還免除の決定を受けるまでの手引き」をご覧ください。

# 1 申請の手続きについて

## 手続きの前に……

### 済ませましたか？高等職業訓練促進給付金の事前相談

本事業は高等職業訓練促進給付金を受給している方が対象です。給付金を受けていない方は貸付を受けることはできません。貸付に関する相談・手続きは高等職業訓練促進給付金の事前相談を終え、受給できることが確認できてからにしましょう。

相談されていない方は下記の相談窓口へ

- ・市に居住する方：お住まいの市の高等職業訓練促進給付金担当課
- ・町村に居住する方：お住まいの町村を所管する保健福祉事務所

## ～ 入学準備金の申請手続きを進めるにあたって ～

以下の書類を準備してください。

- (ア) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（様式第1号）※A3判
- (イ) 住民票の写し（コピー不可）  
※世帯全員の記載があり、発行後3カ月以内と確認できる個人番号の記載が省略されているもの【個人番号（マイナンバー）の記載があるものはお受けできません】
- (ウ) 高等職業訓練促進給付金等決定通知書のコピー
- (エ) 養成機関の在学を証明する書類（在学証明書）
- (オ) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金個人情報取扱い同意書（様式第12号）※A3判

➡ 連帯保証人を立てる場合は「連帯保証人を立てるにあたって(P.7)」をご覧ください。

## ～ 就職準備金の申請手続きを進めるにあたって ～

以下の書類を準備してください。

- (ア) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（様式第1号）※A3判
- (イ) 住民票の写し（コピー不可）  
※世帯全員の記載があり、発行後3カ月以内と確認できる個人番号（マイナンバー）の記載が省略されているもの【個人番号（マイナンバー）の記載があるものはお受けできません】
- (ウ) 高等職業訓練促進給付金等決定通知書のコピー
- (エ) 養成機関を修了したことを証明する書類（修了証書）のコピー
- (オ) 資格を取得したことがわかる書類（免許書、合格証明書等）のコピー
- (カ) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金個人情報取扱い同意書（様式第12号）※A3判

➡ 連帯保証人を立てる場合は「連帯保証人を立てるにあたって(P.7)」をご覧ください。

※いずれの場合も上記の書類のみでは審査に必要な情報が不足する場合、申請後に別途、書類提出を依頼する場合があります。

## ～ 連帯保証人を立てるにあたって ～

連帯保証人を立てる場合は、以下の書類を準備してください。

- (ア) 連帯保証人申請書（様式第1号右側）
- (イ) 連帯保証人の住民票の写し※発行3カ月以内と確認でき、個人番号（マイナンバー）の記載が省略されているもの【個人番号（マイナンバー）の記載があるものはお受けできません】
- (ウ) 連帯保証人の直近の年間収入を証明する書類（源泉徴収票のコピー又は市町村民税課税証明書）
- (エ) 連帯保証人のひとり親家庭高等職業訓練促進資金個人情報取扱い同意書（様式第12号）※A3判

### ここまでのPOINT

- ①自分の該当する資金はどちらか、連帯保証人を立てるか立てないかを確認し、必要書類を整えるようにしましょう。
- ②住民票の写しとはコピーのことではありません。発行されたものをそのまま提出して下さい。

## ～ 書類が準備出来たら… ～


必要事項を記載した申請書一式を簡易書留またはレターパックプラスで提出してください。

（連帯保証人を立てる場合）

該当する資金の「申請手続きをするにあたって」および、「連帯保証人を立てるにあたって」に記載されている書類

（連帯保証人を立てない場合）

該当する資金の「申請手続きをするにあたって」に挙げられている書類

 重要な個人情報を含む為、簡易書留またはレターパックプラスでの郵送としています。普通郵便による郵便物の不着等が起こった場合、本会では責任を負いかねますのでご了承下さい。

①到着した書類を審査し、貸付けの可否を決定します。

◇申請書類に不備があった場合や貸付要件を満たしていない場合等は改めて申請を行っていただきます。

②審査の結果は「貸付（承認・不承認）決定通知書」にて、以下の人に通知されます。

- ・申請者本人
- ・連帯保証人
- ・居住する市または県保健福祉事務所の高等職業訓練促進給付金担当課

③貸付（承認）決定通知書が届いたら、以下の書類が入っているか確認してください。

- ・貸付決定通知書
- ・借用書
- ・借用書提出に際しての注意事項

※一点でも不足があれば、神奈川県社会福祉協議会・福祉サービス推進部にお問い合わせ下さい。

## 見本

貸付決定者の方へ

### 借用書提出に際しての注意事項

★借用書は貸付決定日より 1 カ月以内に簡易書留またはレターパックプラスにて提出してください。

★黒のボールペンで記入してください。（文字が消えない筆記用具を使用ください）

★借用書には借受人、法定代理人、連帯保証人が印鑑登録証明書の通り自署で住所、氏名を記入し、実印を押印してください。

記入内容と印鑑登録証明書に相違がある場合や押印された印と印鑑登録証明書の印影が異なる場合は資金交付できません。

★連帯保証人を立てていない場合、署名する欄は借受人欄のみです。申請時に連帯保証人を立てていないにも関わらず連帯保証人欄に記載がある、申請時の連帯保証人とは異なる署名がある等の不備が確認された場合は、資金交付できません。再度ご自身の貸付の内容を確認し、書類を整えてください。

★書き損じがある場合は、訂正箇所にも二重線を引き、訂正印（実印）を押してください。訂正箇所の近くの余白に正しい内容をご記入ください。

例)

二重線で消す  
~~西区~~ 4-2346



訂正印（実印）を押す  
~~西区~~ 4-2346  
実印



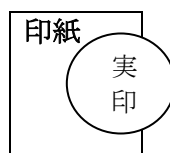
余白に正しい内容を記入  
~~西区~~ 4-2346  
神奈川区

★収入印紙を貼り付けてください

割印（実印）が必要です。

借入額	10万円～50万円
印紙の額	400円

割印について



印紙に被るように実印を押してください。

★他の添付書類

No.	書類名	チェック
1	印鑑登録証明書（発行 3 カ月以内のもの） 連帯保証人がいる場合は連帯保証人分も併せて提出。	
2	送金口座（申込・変更）申請書（様式第 2 号）	
3	通帳のコピー（通帳の表紙と 1 ページ目（表紙の裏）銀行の名称、支店名、 口座番号、口座名義人が確認できるもの） ※通帳がない場合はキャッシュカードの表面のコピー	

【書類の提出先・問い合わせ先】

神奈川県社会福祉協議会 福祉サービス推進部

〒221-0825 横浜市神奈川区反町 3-17-2 神奈川県社会福祉センター 7 階

電話：045-311-8753



## 2 送金手続きについて

### ～ 送金手続きをするにあたって ～

県社協から送られた書類が全て揃っていることを確認し、以下の書類等を準備して下さい。

- ・ 印鑑登録証明書（発行3カ月以内のもの）  
※連帯保証人を立てている場合は、連帯保証人分の印鑑登録証明書も必要になります。
- ・ 送金口座申請書（様式第2号）
- ・ 通帳のコピー ※通帳がない場合はキャッシュカードの表面のコピー  
（通帳の表紙と1ページ目（表紙の裏）銀行の名称、支店名、口座番号、口座名義人が確認できるもので、内容が鮮明なもの）

### ～ 書類の準備が出来たら… ～

借用書提出に際しての注意事項をよくお読みの上、借用書と添付書類を簡易書留、またはレターパックプラスにて送付してください。

※連帯保証人を立てている場合とそうでない場合では添付書類が異なります。自身の申請内容について確認して、書類を整えるようにしましょう。

### ～ 借用書送付後の流れ ～

- ①到着した書類に不備がないか確認し、送金の手続きへと移ります。  
◇借用書等に不備が確認された場合は、申請時同様書類を返却して、改めて申請を行っていただきます。
- ②送金日などは「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金送金のお知らせ」にて通知します。  
送金のお知らせは以下の人に通知されます。
  - ・ 借受人本人
  - ・ 連帯保証人
  - ・ 居住する市または県保健福祉事務所の高等職業訓練促進給付金担当課

### 送金のお知らせが通知された方へ

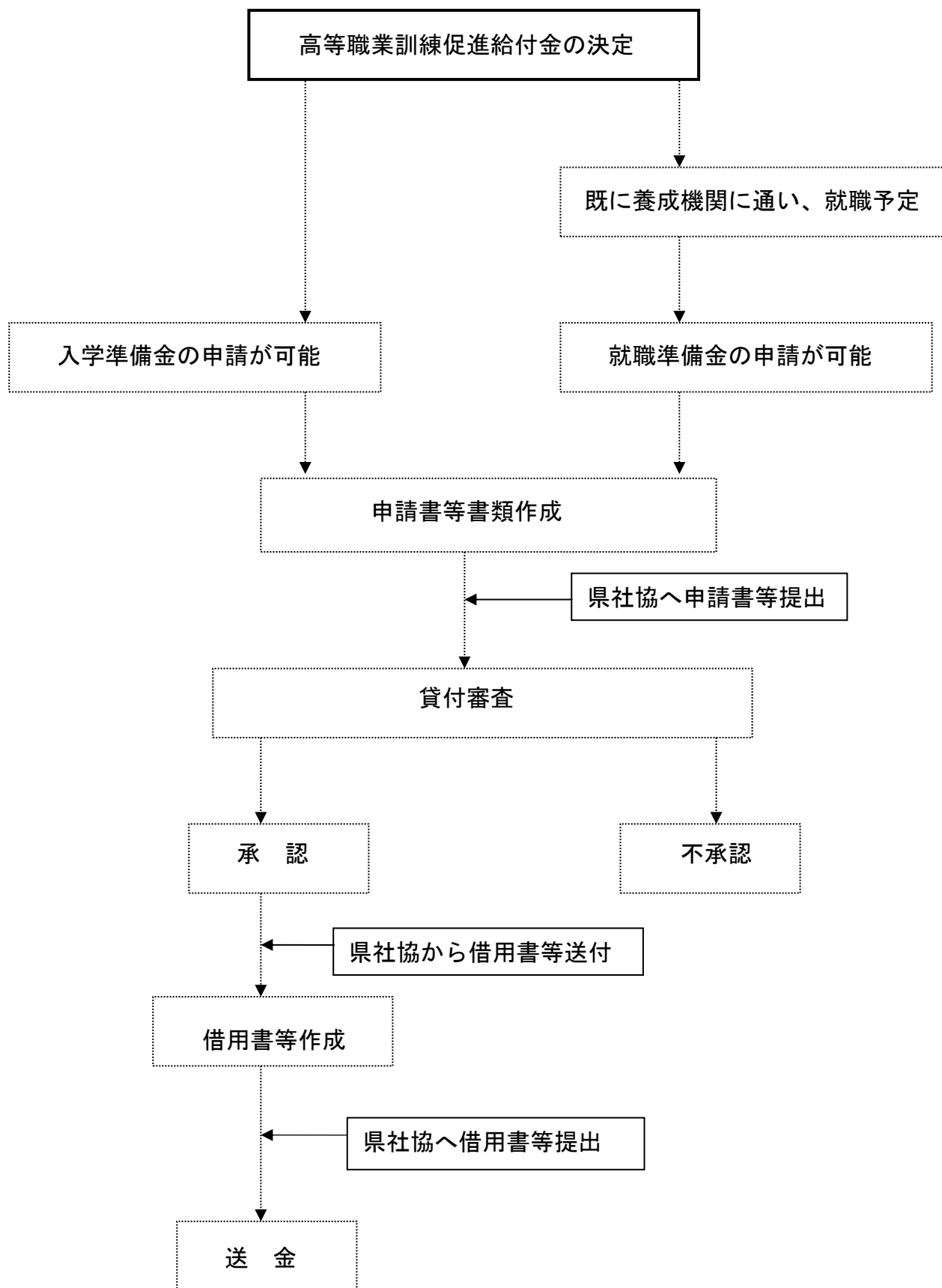
送金通知とともに以下の書類が同封されていることをご確認下さい。

- ・ 借入金を受け取ってから返還免除の決定を受けるまでの手引き
- ・ 本事業各種様式

#### 返還猶予申請書と現況報告書に関して

就職準備金の借入れを受けた方は、その時点で返還猶予の申請をすることが可能です。ただし、返還猶予申請書のみ提出するだけでは猶予とはなりません。就業中であるという証明書類である現況報告書を合わせて提出することで、返還猶予の審査開始となります。

書類を整え次第、提出して下さい。返還免除に関しては「借入金を受け取ってから返還免除の決定を受けるまでの手引き」をご覧ください。



ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書類提出チェック表  
枚)

(全 3

【共通書類】 (□にチェックマークを記入して下さい)

申請書	最終チェック欄
申請書左側の申請者記入欄全てに記入・押印がある。 □	
申請書右側借入申込者欄に署名・押印がある。 □	
借入希望金額欄に記載の金額が上限を超えていない。 □	
所要額内訳を記入している。 □	
A3判用紙を利用している。 □	
住民票 (複写と印字されていないもの)	
世帯全員の記載がある。 □	
申請書記載の住所と同じ住所が記載されている。 □	
個人番号 (マイナンバー) の記載が省略されている。 □	
発行から3カ月以内のものである。 □	
個人情報取扱同意書	
右側同意書欄にチェックマークがついている。 □	
署名欄に署名・押印がある。 □	
A3判用紙を利用している。 □	

**【連帯保証人関連書類】**

**(連帯保証人を立てる方のみ)** □にチェックを記入して下さい

申請書	最終チェック欄
申請書右側の連帯保証人記入欄全てに記入・押印がある。□	
申請書右側の連帯保証人欄に署名・押印がある。□	
住民票（複写と印字されていないもの）	
申請書記載の住所と同じ住所が記入されている。□	
個人番号（マイナンバー）の記載が省略されている。□	
発行から3カ月以内のものである。□	
個人情報取扱同意書	
右側同意書欄にチェックマークがついている。□	
署名欄に署名・押印がある。□	
A3判用紙を利用している。□	
源泉徴収票／課税証明書	
申請書記載の年収を確認できる。□	
直近の年間収入を証明するものである。□	
記載住所は申請書・住民票記載の住所と同じである。□	

**【各資金の必要書類】**

(該当する資金の□にチェックマークを必ず記入して下さい。)

□入学準備金	最終チェック欄
高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書のコピー <input type="checkbox"/>	
在学所証明する書類（在学証明書） <input type="checkbox"/>	

□就職準備金	最終チェック欄
高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書のコピー <input type="checkbox"/> （最終年度のもの）	
養成機関を修了したことがわかる書類 <input type="checkbox"/> （修了証書のコピー等）	
資格を取得したことがわかる書類（免許証のコピー等） <input type="checkbox"/>	

その他	最終チェック欄
入学した月又は就職した月から翌々月までに簡易書留 <input type="checkbox"/> またはレターパックプラスにより送付	
訂正があった場合は訂正印が押されている。 <input type="checkbox"/>	
申請書類は申請者・連帯保証人それぞれ自筆で記入してある。 <input type="checkbox"/>	



# ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書

この申請書を作成した日 年 月 日

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会長 様

「神奈川県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度実施要綱」の規定により、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付を受けたので、関係書類を添えて申請します。

※記入不要	※貸付年月日	年 月 日
フリガナ氏名	署名、押印を忘れずに	※記入不要
フリガナ氏名	印生年月日	年 月 日 ( 歳 )
現住所	〒 - -	連絡先 ( ) -
養成機関名称	養成区分	昼間・夜間・通信
所在地等	電話 ( )	
コース・学科	年 月 日～	年 月 日
修業期間	看護師 准看護士 介護福祉士 保育士 歯科衛生士 美容師 製菓師 調理師 調理師 製菓師 製パン師 製菓師 製パン師 製菓師 製パン師	
修業内容	□入学金 円 ( )	円 ( )
修業に必要となる資格	□就労準備金 円 ( )	円 ( )
貸付を希望する訓練促進資金の種類及び希望金額	左記金額の内訳を記入する(用途がわかるもの) 例) 教材費、学用品など 所要額内訳 円 ( )	円 ( )
他資金の申込・借入状況	ア 有 → 資金名称: イ 無 (アの場合) 金額: 円	
就職先(就職準備金申請者のみ)	就職先 名称 1ヶ月の勤務時間 時間	
フリガナ氏名	フリガナ氏名	電話 ( )
1	続柄 本人	現在の収入 (月収) 千円
2		勤務先・学校名・学年等
3		
4		
5		

# 連帯保証人

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会長 様  
私は、申請者が神奈川県ひとりと親家庭高等職業訓練促進資金貸付実施要綱の規定により、貸付を受ける資金の返還の債務について、連帯して保証します。  
※申請者が未成年である場合の保証人は法定代理人としてください。

フリガナ氏名	印生年月日	年 月 日 ( 歳 )
申請者	署名、押印を忘れずに	
現住所	〒 - -	連絡先 ( ) -
勤務	養成区分	昼間・夜間・通信
勤務	電話 ( )	
勤務	年 月 日～	年 月 日
勤務	看護師 准看護士 介護福祉士 保育士 歯科衛生士 美容師 製菓師 調理師 調理師 製菓師 製パン師 製菓師 製パン師 製菓師 製パン師	
勤務	□入学金 円 ( )	円 ( )
勤務	□就労準備金 円 ( )	円 ( )
勤務	左記金額の内訳を記入する(用途がわかるもの) 例) 教材費、学用品など 所要額内訳 円 ( )	円 ( )
勤務	ア 有 → 資金名称: イ 無 (アの場合) 金額: 円	
勤務	就職先 名称 1ヶ月の勤務時間 時間	
勤務	フリガナ氏名	電話 ( )
勤務	1	現在の収入 (月収) 千円
勤務	2	勤務先・学校名・学年等
勤務	3	
勤務	4	
勤務	5	

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の連帯保証人の要件について  
①60歳以下で、借入申込者と別生計・別世帯の方  
②借入申込者よりも収入が高く、借入申込者に代わって返済する能力のある方  
③原則として、県内に居住する方  
④神奈川県社協が債権者である貸付で制度の債務者になっていない方

左記のとおり、訓練促進資金を借り入れたく申し込みます。  
貸付後は、神奈川県社会福祉協議会及び居住する自治体の母子・父子自立支援費等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等を受け、早期自立に努めます。  
記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することには同意します。  
私及び私の世帯は、暴力団ではありません。また、借入期間中においても暴力団にはなりません。私は貴社会福祉協議会が必要に応じて官公所から私又は私の世帯員に係る暴力団員性情報提供を求めるとに同意します。  
【暴力団とは「暴力団により不当な行為の防止等に係る法律」(平成3年法律第77号)第2条第2項にあるとおり、「その団体の構成員を含む」が集団的に又は常習的に暴力的に暴行等をを行うこと助長するおそれがある団体」を指します。】

年 月 日 借入申込者 印

署名、押印を忘れずに

ここは網掛け部分に対する署名欄である為、連帯保証人を立てていない場合でも、よく読んで記入すること

年 月 日 連帯保証人 印

※A3判用紙(個人情報取扱同意書(様式第12号)とあわせて提出ください)

※印の欄には、記入しないでください。

神奈川県心とり親家庭高等職業訓練促進資金貸付に伴う個人情報の取扱

(6) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより、その事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

4. 個人情報の管理

- (1) 本事業利用に関する個人情報については、書面及び情報システムに付なつたコンピュータに入力し個人データとして本事業担当者等の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態で保ち、漏えい、滅失、き損のないように努めます。
- (2) 個人データを管理する情報システムについては、本事業を所管する担当する担当部長を管理責任者とし、コンピュータを使用する業務およびその業務担当者について管理しています。また、コンピュータの保守について委託している業者との間で個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。

※「個人データ」とは、「個人情報」のうち、例えば氏名の 50 音順など一定の規則に基づいて書類を整理したり、コンピュータに入力したりするなど、簡単に検索ができるように管理・分類されているものを指します。

(3) 自立支援資金の貸付に関する個人情報については、自立支援資金の返還が完了した 月が属する年度、又は免除（裁量免除を含む）を受けた年度から起算して 5 年が経過した時点で、徹廃又は削除します。

5. 保有個人情報の開示等

は口頭によりされた場合には、身分、本人又は第三者の生命、身体、財を及ぼすおそれがある場合には開示

※A3 判用紙（貸付申請書とあわせて提出ください）

6. 本会職員等の業務について

本会の従業員（従業員であつたものを含む）は業務によって知りえた個人情報について、その内容をみだりに他人に知らされたり、不当な目的のために使用したりしません。

7. 苦情対応窓口について

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情があつた時には迅速・適切に対応いたします。もし、本会事業にかかわつて苦情がある場合には、下記の苦情対応担当までお申し出ください。

苦情対応担当：小野 真由美

苦情対応責任者：新井 隆

住所：神奈川県横浜市神奈川区反町 3-17-2 神奈

電話：045-531-3866

日付、チェック、署名を押印忘れずに

【同意書】

※申請者及び連帯保証人ともに提出してください。

各項目について理解・同意いただける場合には口内にチェックを入れ、自署・押印してください。

私は、本書により貴会における個人情報の取扱いについて理解しました。

私は、訓練促進資金の借入に伴い、申請書などの提出書類に記載した個人情報について、本書ならびに神奈川県社会福祉協議会の規程に基づいて取り扱われることに同意します。

年 月 日

署名

1. 個人情報の利用目的

訓練促進資金の適正、かつ、円滑な運用を図るため、修業する養成機関の名称、修学する訓練者、在籍状況、資格取得

状況、就労状況のほか、所在状況

2. 個人情報の利用

訓練促進資金に係る事務を掌

の目的を達成するために必要な範囲内において、第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

(1) 市及び県保健福祉事務所の心とり親福祉担当課

市又は県保健福祉事務所の心とり親福祉担当課及び県子ども家庭課に対し、ひとり親家庭高等職業訓練促進連絡付金の支給状況確認及びのために、情報を提供するとともに、情報の提供を受けます。

また、貸付の申込・決定、返還猶予・免除等に関する業務を遂行するため、借受人（連帯保証人、家族、その他の関係者）を含みます。以下、同じ。の情報は金銭についても、情報提供を受けます。

(2) 市町村行政等の機関

居住地等の事実確認のために、借受人等の情報について住所地・居住地の市町村へ提供・照会することがあります。

また、転居した場合の事実確認などのために、転居先の市町村へ個人情報の提供・照会することがあります。

(3) 各種金融機関

訓練促進資金の交付に関する払込、訓練促進資金の返還に伴う口座振替において利用する金融機関に対し、個人情報

の照会を行います。

(4) その他の関係機関

修学している（予定を含む）学校、又は勤務先等に対して、事実確認のために情報の提供をし、又は情報の提供を受

けます。

3. 利用目的外の利用の制限

本事業を通して収集した個人情報については、上記 2 による場合を除き、あらかじめ本人の同意なく第三者への提供は行いません。なお、借受人相互間において、本事業に必要な範囲で個人情報を提供することは、これに該当しないものとします。ただし、下記の例による場合など、本会規程に基づく場合に限り、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者へ個人情報を提供することがあります。

- (1) 法令又は条例の規定に基づく場合。
- (2) 弁護士に基づいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合。
- (4) 火災・災害など緊急時で、人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合。